

日本租税理論学会 事前報告会
フランスの租税法律主義論の展開

税理士 伊藤悟

はじめに

- I 租税法律主義の認識
 - II フランスにおける租税法律主義の萌芽
 - III フランス人権宣言の租税法律主義論
 - IV 現代フランスの租税法律主義論
- 結語

はじめに

- フランスの租税法律主義は、フランス革命での人権宣言 14 条から始まる。
 - ・人権宣言 13 条: Pour l'entretien de la force publique, et pour les dépenses d'administration, une contribution commune est indispensable : elle doit être également répartie entre tous les citoyens, en raison de leurs facultés. 公的な力の維持と行政の費用のためには、共通の租税は不可欠であり、租税はすべての市民に、その能力に応じて平等に分配されなければならない。
 - ・人権宣言 14 条: Tous les citoyens ont le droit de constater, par eux-mêmes ou par leurs représentants, la nécessité de la contribution publique, de la consentir librement, d'en suivre l'emploi, et d'en déterminer la quotité, l'assiette, le recouvrement et la durée. すべての市民は、自分自身または代表者により、公共の租税の必要性を確認し、自由に租税に同意し、租税の使用を監視し、その割当て額、課税標準、徴収および期間を決定する権利を有する。
- 租税法律主義・「法律なければ課税なし」≠法による課税(租税法定主義)・「法律あれば課税できる」
- ・日本の租庸調は大宝律令に規定されていた。これは租税法律主義ではない。
- 私見: フランスの租税法律主義は人権論としての租税法律主義である。

I 租税法律主義の認識

1 日本の租税法律主義論

- 金子説: 課税形式原則
- 北野説: 納税者の権利保護のための道具
- 清永説: 租税法律主義の例外
- 税裁判による憲法 84 条租税法律主義の解釈学的構成

2 人権論としての租税法律主義の認識

- 税法学: 課税権と納税義務との関係(租税法律関係)を体系的に考察する法学
- 税法学の基本原則: 租税法律主義(税法定原理)は租税法律関係の原理原則
- 民主主義国家の租税法律関係: 課税権者である主権者国民＝納税義務者である国民
⇒ 循環的税法関係(私見)
- フランス人権宣言 14 条租税法律主義は人権としての租税法律主義を規定
- 租税法律主義は民主主義国家を前提とする

II フランスにおける租税法律主義の萌芽

1 アンシャンレジーム期の税制度

- ルイ 14 世の絶対君主制と税制

- フランス革命：ブルジョア市民革命、人権宣言 14 条租税法律主義

2 人権宣言 13 条と 14 条の背景と意義

- 人権宣言の背景：外的には英米、内的には啓蒙思想

⇒課税権は国家主権の一属性(ボーダン国家論)、自由のための課税(モンテスキュー)

⇒納税義務者が税制を決める：納税者代表による課税承認

- 13 条と 14 条：具体的規定として租税法律主義を明確化

⇒税原則：税の必要性原則(nécessité)、税の同意原則(Le consentement de l'impôt)、年度課税原則(annualité)、税の公平性原則(égalité)

III フランス人権宣言の租税法律主義論

1 租税法律主義に関する法体系

- フランス歴代憲法は人権宣言規定を憲法に組入れた：租税法律主義は憲法的規定

2 租税法律主義に関するフランス人の思考変遷

- フランス税法学：第一次世界大戦後、フランス税制の複雑化(所得税と取引高税の導入)

- トロタバス説：租税法律主義の法的根拠は人権宣言 14 条、1958 年憲法 34 条

⇒増税法案に対する議員の政治的責任回避が租税法律主義を形骸化、思考衰退

⇒憲法違反法律も新たな「一般意思の形成」 違憲審査制度は1958年憲法から

IV 現代フランスの租税法律主義論

1 租税法律主義違反の手続法的救済

- 憲法院改革：事前的違憲審査

- 「合憲性の優先質問(une question prioritaire de constitutionnalité:QPC)」

2 フランス裁判機関の判示例

- 破棄院 1825 年2月 22 日判決

- コンセイユ・デタ 1958 年 11 月 21 日判決

- 憲法院の租税法律主義(人権宣言 14 条、1958 年憲法 34 条)関係審判

⇒事前的審査

⇒QPC

結語